

目次

募集

いばらき業務改善奨励金の募集再開.....	2
いばらき女性活躍・働き方応援協議会員募集.....	4
茨城県女性リーダー登用先進企業表彰募集.....	5
令和8年留学生インターンシップ企業募集.....	7
令和9年度「県立情報テクノロジー大学校」入学生募集.....	8
令和9年度「県立産業技術専門学院」入学生募集.....	10
障害者雇用優良企業の募集.....	11
デジタルスキル習得支援事業について.....	13

ご案内

8月・11月は「いばらき働き方改革推進月間」です.....	15
「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」のご案内.....	16
一般事業主行動計画を策定しましょう.....	18
カスハラ対策の義務化について.....	19
いばらき労働相談センターのご案内.....	20
令和8年度「元気いばらき就職フェア」のご案内.....	21
茨城県地方就職学生支援事業のご案内.....	22
いばらき就職支援センターのご案内.....	24
スキルアップセミナー（在職者訓練）について.....	25
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！.....	26
障害者雇用伴走・定着支援員のご案内.....	27

お知らせ

〔労働局から〕	
労働保険料の口座振替納付について.....	29
業務改善助成金のご案内.....	30
働き方改革推進支援助成金のご案内.....	32
人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内.....	35
両立支援等助成金制度のご案内.....	37
無期転換ルール周知啓発.....	39
ハラスメント対策の強化について.....	40
人材開発支援助成金について.....	42
医療勤務環境改善センターについて.....	44
茨城働き方改革推進支援センターが事業主の皆さまを無料で支援します！.....	46

〔労働委員会から〕	
労働委員会の窓から.....	47

賃金引上げ後の事業場内最低賃金が、**一定以上となる事業場に**
業務改善助成金(国)の**自己負担額の1/2**を助成します(上限あり)

<業務改善助成金(国)とは>

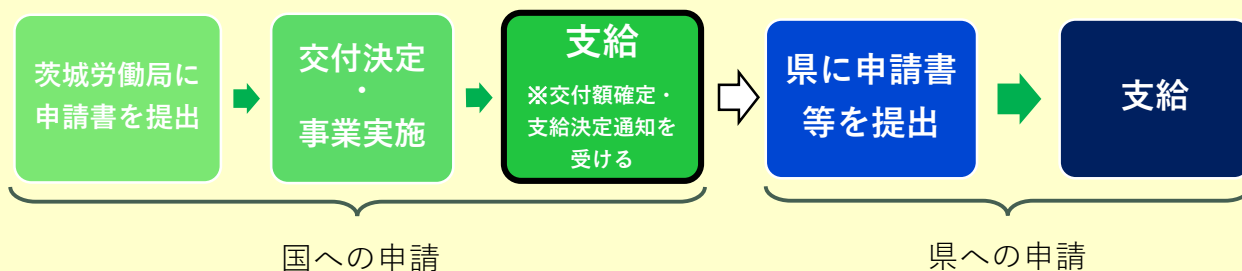
事業場内の最低賃金を**地域別最低賃金※より30円以上引上げ**、生産性向上に資する設備投資を行う中小企業・小規模事業者等に、設備投資にかかる経費の一部を助成する制度です

※茨城県の地域別最低賃金：**953円(2023年10月1日～2024年9月30日)**

1,005円(2024年10月1日～2025年10月11日)

1,074円(2025年10月12日～) ※2026年9月1日より受付開始予定

いばらき業務改善奨励金 申請の流れ



①：以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと

ア：**2024年1月から9月までに**、事業場内最低賃金を**30円以上引上げ**、引上げ後の額が**990円以上**になること

(従業員50人未満の事業場については、2023年4月以降の賃上げから対象)

イ：**2024年10月1日から2025年10月11日までに**、事業場内最低賃金を**30円以上引上げ**、引き上げ後の額が**1,040円以上**になること

②：業務改善助成金(国)を活用すること

※茨城労働局から2024年1月以降に業務改善助成金の交付決定を受け、**県への申請までに交付額確定・支給決定通知を受けること**

○助成率：業務改善助成金(国)の**自己負担分の1/2**を支援

国助成率	3/4の場合	4/5の場合	9/10の場合
県助成率	1/8	1/10	1/20

○助成上限額：最大100万円(引上げ額及び引き上げる労働者数による)

【助成イメージ】
※国助成率
3/4の場合

補助対象経費160万円		
業務改善助成金120万円	自己負担分40万円	
	県助成 20万円	自己負担 20万円

自己負担分の1/2を県が助成

助成
対象

生産性向上のための設備投資等 ※業務改善助成金(国)と同様
例)・POSレジシステム、自動釣銭機・券売機の導入による業務の効率化
・引上げリフト付き福祉車両の導入による、送迎に要する人員の削減

申請
〆切

2027年1月29日(金)



問合せ先：茨城県産業戦略部労働政策課(茨城県水戸市笠原町978番6)

Tel : 029-301-3635

Mail : rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※6月以降に事務局を開設予定のため、最新情報は県HPをご覧ください

県の補助上限額一覧表

最低賃金 引上げ額	引き上げる 労働者数	県の補助上限額		
		国の助成率 3/4の場合	国の助成率 4/5の場合	国の助成率 9/10の場合
30円以上	1人	50,000	38,000	17,000
		100,000	75,000	33,000
	2～3人	83,000	63,000	28,000
		150,000	113,000	50,000
	4～6人	117,000	88,000	39,000
		167,000	125,000	56,000
	7人以上	167,000	125,000	56,000
		200,000	150,000	67,000
45円以上	1人	200,000	150,000	67,000
		217,000	163,000	72,000
	2～3人	75,000	56,000	25,000
		133,000	100,000	44,000
	4～6人	117,000	88,000	39,000
		183,000	138,000	61,000
	7人以上	167,000	125,000	56,000
		233,000	175,000	78,000
60円以上	1人	250,000	188,000	83,000
		267,000	200,000	89,000
	2～3人	300,000	225,000	100,000
		100,000	75,000	33,000
	4～6人	183,000	138,000	61,000
		150,000	113,000	50,000
	7人以上	267,000	200,000	89,000
		250,000	188,000	83,000
90円以上	1人	317,000	238,000	106,000
		383,000	288,000	128,000
	2～3人	500,000	375,000	167,000
		150,000	113,000	50,000
	4～6人	283,000	213,000	94,000
		250,000	188,000	83,000
	7人以上	400,000	300,000	133,000
		450,000	338,000	150,000
	10人以上	483,000	363,000	161,000
		750,000	563,000	250,000
		1,000,000	750,000	333,000

・事業場規模が30人未満の場合は下段網掛けの金額が上限

・その他の事業場は上段白地の金額が上限

単位（円）

いばらき女性活躍・働き方応援協議会

女性活躍・働き方改革に取り組む

会員企業を募集します。

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍
働き方応援協議会

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって誰もが多様な働き方を実現できる環境づくりを進めるとともに、働きがいを実感できる職場環境や、女性が輝く社会の実現を目指して「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を運営しています。

本協議会の趣旨に賛同いただける企業の皆様からのご応募をお待ちしています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 女性活躍・働き方改革に取り組む企業として、ロゴマークをホームページや名刺などに利用することができます。
- 「女性活躍」や「働き方改革」に関する法律改正や、各種助成金、研修会などの情報を毎月メールマガジンでお知らせします。
- 女性の登用に積極的な企業を「女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
TEL / 029-301-3635 FAX / 029-301-3649
Mail / rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※協議会の詳細・会員申込書のダウンロードはこちらよりお願いします。
「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」
<https://yell.pref.ibaraki.jp/>





令和8年度 茨城県女性リーダー登用先進企業表彰

女性登用に積極的に 取り組む企業を募集します！

県では、企業における女性の活躍を推進するため、女性の登用に積極的に取り組み、その実績が優れている企業を「茨城県女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。この機会に、企業の魅力を広くアピールしてみませんか。



表彰の区分等（各賞に企業数の制限はありません）

	概要	表彰
優秀賞	管理職等への女性の登用実績及び取組内容が 特に優れている 企業	・表彰状 ・副賞 （盾を予定）
優良賞	管理職等への女性の登用実績及び取組内容が 優れている 企業	
奨励賞	管理職等への女性の登用実績等があり、 今後の取組等が期待される 企業	・表彰状

表彰概要

対象	茨城県内に本社または主たる事業所を有する企業等	
主な要件	1 常時雇用する労働者の数が、21人以上であること。 2 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録を行っていること。 3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局への届出及び外部への公表を行っていること。また、一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表を行っていること。 4 管理職等への女性労働者の登用促進のための取組を実施していること。 5 次の①または②を満たすこと。 ① 直近の事業年度における女性管理職の割合が産業別の基準値を超えており、かつ、直近の3事業年度における割合が概ね向上若しくは高い状態を維持していること。 ② 役員に1人以上の女性を登用していること。 6 直近の3事業年度において女性労働者の採用実績があること。	
評価点	・ 管理職等への女性の登用実績 ・ 取組内容（育成、評価・登用、職場風土等） を総合的に評価	
受賞のメリット	1 表彰状を贈呈します。 2 女性の登用や女性が活躍できる環境づくりに積極的に取り組み、その実績が優れている企業として、県のポータルサイトや自社のホームページで企業の魅力を広くアピールできます。 3 企業のイメージアップや人材確保につながります。	



募集期限 令和8年 **9月30日** 水

提出先 問合せ先	茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ	茨城県水戸市笠原町978-6 E-mail ▶ rosei1@pref.ibaraki.lg.jp TEL ▶ 029-301-3635（直通） URL ▶ https://yell.pref.ibaraki.jp/ あなたにエール 茨城
-------------	------------------------------	--





令和8年度 茨城県女性リーダー登用先進企業表彰

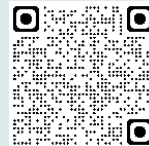
表彰までの流れ（予定）

1 推薦書類提出 令和8年9月30日（水）まで

自薦または県内経済団体及び市町村等からの推薦により、以下の書類を提出

- 推薦書（様式1）
- 推薦調書（様式2）及び添付書類
- 推薦調書（様式2）に記載した内容の関連資料

※提出先まで、郵送または電子メールで提出してください。



▲
表彰要件・推薦書類様式

2 審査・表彰企業決定 令和8年10月～12月

3 表彰式 令和9年2月

【参考】令和7年度表彰式（令和8年2月20日）
※女性活躍・働き方応援シンポジウム内で表彰

昨年度表彰式の様子▶



これまでの受賞企業

	優秀賞（R1～R5：特別優良賞）	優良賞	奨励賞
R7	●株式会社サンテ（卸売業・小売業） ●株式会社小野写真館（生活関連サービス業・娯楽業） ●社会福祉法人征峯会（医療・福祉）	●高橋興業株式会社（サービス業） ●株式会社セフテック（サービス業） ●株式会社ウエルシード（卸売業・小売業）	●株式会社八千代商事（卸売業・小売業） ●成島建設株式会社（建設業）
R6	●ピジョンマニュファクチャリング茨城株式会社（製造業） ●株式会社いわい（卸売業・小売業） ●スガノ農機株式会社（製造業）	●社会福祉法人仁心会（医療・福祉） ●株式会社三友企画（金融業・保険業） ●株式会社東晃（製造業）	●浅野物産株式会社（建設業）
R5	●海老根建設株式会社（建設業） ●株式会社さわやか交通（運輸業）	●株式会社三富子ケース（製造業） ●株式会社フジヨシ（サービス業）	▼過去の受賞企業の取組内容 
R4	●株式会社橋本ブラシ製作所（製造業）	●株式会社大貫工務店（建設業） ●株式会社トレンディ茨城（運輸業）	
R3	●株式会社ヴィオーラ（サービス業） ●株式会社染めQテクノロジー（製造業） ●株式会社諸岡（製造業）	●株式会社鯨井会計（サービス業）	
R2	●株式会社サシノベルテ（医療・福祉）	●土浦大同青果株式会社（卸売業・小売業） ●社会福祉法人ユーアイ村（医療・福祉） ●株式会社ユニゾンモバイル（卸売業・小売業）	
R1	●樋口土木株式会社（建設業） ●横関油脂工業株式会社（製造業）	●国立大学法人茨城大学（教育・学習支援） ●関彰商事株式会社（卸売業・小売業）	

提出先
問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課
労働経済・福祉グループ

茨城県水戸市笠原町978-6

E-mail▶ rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

TEL▶ 029-301-3635（直通）

URL▶ <https://yell.pref.ibaraki.jp/>

あなたにエール 茨城



外国人留学生インターンシップ 受入企業 エントリー受付中



外国人留学生をインターンシップで受け入れてみませんか？

対象企業

外国人留学生の採用に関心のある企業

(インターンシップの受け入れは茨城県内事業所に限ります)

参加留学生

国内の大学・大学院等に在籍している外国人留学生

※日本語レベルは募集要項で指定することができます。

費用

課題解決型のインターンシップやオープンカンパニー
については、**給与等の事業所負担はありません。**

(交通費・昼食代などについては事業所側の任意)

※参加留学生の保険はインターンシップの内容によって決定します。

実施時期

2026年4月～2027年3月 ※時期や期間、コースはご相談に応じます。

申込みはこちら



5 days 課題解決型

日数：5日間以上を予定

内容：事業所が抱える経営課題や
チャレンジについて、
グループワークを通じて
学生が取り組む等

形式：対面もしくはオンライン

備考：実施にあたりコーディネーターを
設置し事前に相談対応します



オープン カンパニー

日数：1日または半日

内容：会社概要や業務内容の説明、
職場見学の実施等

形式：対面もしくはオンライン



就労体験型

日数：事業所と学生との相談による

内容：実際の業務に従事し、
事業所での就労を体験する

形式：対面

備考：学生の専攻に合う業務内容推奨

主催：茨城県留学生就職促進コンソーシアム (事務局：茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室)

お問合せ：茨城県外国人材支援センター TEL：029-239-3304 茨城県水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館1階

令和9年4月

県立情報テクノロジー大学校 入学生募集！

令和8年4月に県立産業技術短期大学校（県立IT短大）が進化し、大学校として新たなスタートを切りました！

★高度で実践的なカリキュラムで、県立IT短大の開校以来就職率100%

★難関な国家試験(基本情報技術者試験)の合格者を多数輩出

★1クラス20人の少人数制、実戦経験豊富な指導スタッフ

★IoT、AIなどの最先端技術を学べる

★グローバル化への対応や、社会と連携した取り組みを強化

詳細は、**情報テクノロジー大学校 HP**をご覧ください。

多くの皆様のご応募をお待ちしております！



◆施設・定員

施設	茨城県立情報テクノロジー大学校（旧：産業技術短期大学校（県立IT短大）） 所在地 〒311-1131 水戸市下大野町 6342 TEL 029-269-5500 交通 大洗鹿島線常澄駅下車徒歩7分
定員・課程 コース	【専門課程】2年間 100人 情報システム科・情報処理科

◆入試日程

【専門課程】定員100人

選考区分	試験日	受付期間
① 大学長等推薦入学者選考試験	10/1(木)	9/1(火)～9/24(木)
② 総合型選抜入学者選考試験	9/24(木)	9/1(火)～9/14(月)
③ 高等学校長・中等教育学校長推薦入学者選考試験	10/16(金)	9/18(金)～10/6(火)
④ 高等学校等既卒者自己推薦入学者選考試験	12/19(土)	11/25(水)～12/9(水)
⑤ 事業主推薦入学者選考試験		
⑥ 一般入学者選考試験 前期	12/17(木)	11/20(金)～12/7(月)
⑦ 一般入学者選考試験 中期	2/3(水)	1/12(火)～1/26(火)
⑧ 一般入学者選考試験 後期	3/12(金)	2/19(金)～3/5(金)

◆学費

入学料	【専門課程】	①126,750 円（令和 8 年 4 月 1 日以前から引き続き県内に住所を有する者） ②195,000 円（①以外の者）
授業料		392,800 円（年額）
授業料免除		多子世帯の方や、経済的な理由により授業料の納付が困難な学生で一定条件を満たす方は、授業料等の免除が受けられます。
その他		教科書代、各種用具等の諸経費が必要です。

※ 詳細については情報テクノロジー大学校ホームページ（学生募集要項）を参照してください。
 情報テクノロジー大学校ホームページ <http://www.ibaraki-it.ac.jp/>



県立産業技術専門学院入学生募集！

**令和8年10月入学生
令和9年4月入学生 を募集します！**

企業の即戦力となるものづくり技能者を育成するため、
少人数制のクラス指導によりきめ細かな訓練を行っています。
高校の普通科出身の方や女子生徒も安心して学べます。
多くの皆様のご応募をお待ちしております！



◆募集内容

募集施設		訓練期間	募集訓練科	年間募集定員
情報テクノロジー大学校併設 水戸産業技術専門学院 (TEL029-269-2160)	水戸市下大野町6342	2年	自動車整備科	20名
	(水府町庁舎)※ 水戸市水府町864-4	1年	建築システム科	25名
			電気エンジニア科	20名
日立産業技術専門学院 日立市西成沢町3-9-1 (TEL0294-35-6449)		1年	金属クラフト科	15名
			PC・CAD科	15名
鹿島産業技術専門学院 鹿嶋市林572-1 (TEL0299-69-1171)		1年	金属プラント保全科	15名
			電気プラント保全科	15名
			メカニカルデザイン科	15名
土浦産業技術専門学院 土浦市中村西根番外50-179 (TEL029-841-3551)		1年	ITシステム科	20名
		2年	機械技術科	20名
			コンピュータ制御科	20名
			自動車整備科	20名
筑西産業技術専門学院 筑西市玉戸1336-54 (TEL0296-24-1714)		1年	FAロボット科	15名
			電気エンジニア科	15名
			溶接マスター科	15名

※ 令和9年度の訓練は下大野町庁舎で行います。

◆入試日程

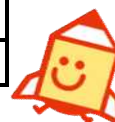
(令和8年10月入学者)

区分	試験日	受付期間
一般入試	9/2(水)	7/31(金)～8/26(水)

(令和9年4月入学者)

区分	試験日	受付期間
自己推薦	8/26(水)	7/1(水)～8/19(水)
学校長推薦	10/7(水)	9/10(木)～9/30(水)
一般入試	(A日程)	11/4(水)～10/28(水)
	(B日程)	12/9(水)～11/12(木)～12/2(水)

※応募方法他応募資格等の詳細については、各産業技術専門学院にお問い合わせください。



ハートレーニング
— 急がば学べ —

茨城県障害者雇用 優良企業を募集しています！

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認定マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加算
- ・県中小企業融資制度（雇用促進等支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



2 認定基準

- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により3.0%を達成していること、又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が37.5人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が37.5人未満である企業にあっては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県産業戦略部労働政策課 Tel:029-301-3645

Mail : rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目			中項目	内 容	具体的な取組例
働きやすさ	職場環境	1	設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2	作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3	安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4	労 働 時 間 制 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5	正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6	継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7	職 員 の 理 解 促 進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8	コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9	福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	姿 勢	10	研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用
		11	各種事業への参加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある
		12	新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和8年4月末日現在）

認定件数	法 人 名	所 在 地	認定件数	法 人 名	所 在 地
1	筑波乳業(株)	石岡市	23	(社福)木犀会	笠間市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	24	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	25	(株)ケーズホールディングス	水戸市
4	京三電機(株)	古河市	26	日立建機ロジテック(株)	土浦市
5	(株)カシマ	かすみがうら市	27	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	28	(社福)ナザレ園	那珂市
7	(社福)あかね会	北茨城市	29	(医)それいゆ会	高萩市
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町	30	(株)染谷工務店	常総市
9	日和サービス(株)	日立市	31	勝田環境(株)	ひたちなか市
10	横関油脂工業(株)	北茨城市	32	(社福)博慈会	牛久市
11	(株)ハラキン	鹿嶋市	33	(株)カツタ	ひたちなか市
12	(株)サンワーク	常総市	34	日本畜産振興(株)	取手市
13	(株)幸和義肢研究所	つくば市	35	トキワ建設(株)	水戸市
14	(社福)尚生会	笠間市	36	常南物流サービス(株)	取手市
15	(社福)芳香会	古河市	37	(株)つくば電気通信	土浦市
16	(株)カスミ	つくば市	38	山下工業(株)	境町
17	(株)南海工業	坂東市	39	(株)サクセス	常総市
18	関彰商事(株)	つくば市	40	日本製紙リキッドパッケージプロダクト(株)	五霞町
19	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市	41	(社福)祥風会	土浦市
20	金砂郷食品(株)	常陸太田市	42	(社福)勇成会	水戸市
21	(株)ヴィオオーラ	水戸市	43	(株)上杉物産	神栖市
22	(株)サンユーストアー	北茨城市			

デジタルスキル向上のため の教育研修を支援します！

最大 10万円補助 (補助率 1/2)

※10万円の補助を受ける
には要件があります

詳細は裏面を
チェック！

募集締切 令和9年1月29日(金)まで

※募集期間内であっても、予算満額に到達した場合は募集終了いたします

※補助金交付決定日以降に受講した研修等が補助対象となります

※研修等の受講開始日から起算して21日前までに申請してください(必着)

補助金活用研修例

※下記の研修例以外にも対象になる場合がありますので、お問い合わせください。

営業・販売・事務分野

- 顧客管理システム構築による顧客・売上データ等の管理
- 気象条件や売上実績等からAIによる発注数の自動算出
- ホームページ、SNS、YouTubeなどを活用した広報

製造分野

- 生産・販売管理システムによる受注から売上までの進捗管理

医療事務分野

- レセプトコンピュータによる診療報酬明細書作成
- 電子カルテによる患者情報の管理

輸送サービス分野

- 配送管理システムによる配送ルートの最適化や商品の追跡

農業分野

- IoTを活用した温度管理等による農作物栽培

※事業と関連が認められれば、講座の組み合わせも可

旅行・観光分野

- 予約管理システムによるホテルや航空券のオンライン予約
- モバイル観光案内アプリによる観光地情報の発信

建設関連分野

- 3DCADを使用した設計図面の作成
- ドローン測量×3D解析

理容・美容関連分野

- 予約システムの導入

介護・医療・福祉分野

- タブレットによる一連の業務実績や患者のバイタルデータの記録

調理分野

- 在庫管理システムによる食材や調味料の在庫管理

デジタルスキル習得支援事業補助金

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ

TEL:029-301-3653

MAIL:rousei4@pref.ibaraki.lg.jp

県ホームページ↓

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/tyuusyoukigyoyou.html>

詳細はこちら



— 対 象 等 —

■**対 象 者**：茨城県内に主たる事務所・事業所を有する事業者であり、県内においてDXの推進・生産性向上等に取り組む中小企業・個人事業主
(いばらきリスクリング推進宣言企業が対象)

※対象者の要件は下記の県HPからご確認ください

■**事業目的**：1. DX推進 2. 生産性向上 3. 付加価値創出・新分野進出

■**対象経費**：DXの推進、生産性向上等に取り組むために必要となるデジタルスキルに係る資格取得やスキルアップのための
教育研修費等（外部研修の受講料、外部講師の招へい費用(謝金、旅費)
※交付決定日から令和9年2月28日までの間に受講（支払含む）完了するものに限る

■**補 助 額**：最大10万円（補助率1/2）

※上限額の範囲内で、対象経費に補助率をかけた額が補助額になります

いばらきリスクリング推進宣言についてはこちらから▶▶▶

<https://ibaraki-rs.jp/promotion/declaration/>



■**必要書類等**は下記の県HPからご確認ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/sanjin/tyuusyougigyoku.html>

※上記の目的のために、デジタルスキルを用いることが要件になります。

— 申 請 方 法 —

○**郵 送**（簡易書留等の送達過程の記録が残るもの）

郵送先：〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6
茨城県産業戦略部産業人材育成課 人材育成グループ宛

○**いばらき電子申請・届出サービスによるオンライン申請**

産業人材育成課HPのリンクから、申請画面にアクセスできます

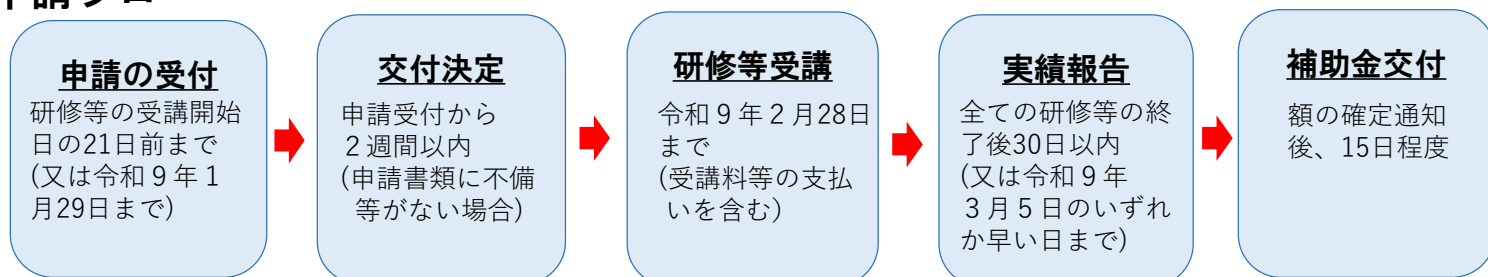
※先着順に受付いたします。

※募集期間内であっても、補助金交付申請額が予算額に
到達し次第、募集終了とさせていただきます。

詳細はこちら



申請フロー



※令和8年4月1日から起算して5年間は、研修等受講後の、交付申請書記載の事業計画の進捗状況について報告を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

日常に、
グッとプラス
自分時間!



いばらき 働き方改革

推進月間

8月・11月

ノー残業デーや仕事の見直し、
テレワークや時差出勤など、
できることから取り組みましょう

ひとつ、働き方を
変えてみよう

詳しくは

あなたにエール 茨城

検索



【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL: 029-301-3635 E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを運営しております。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

(1) 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 国、県、市町村の各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報
- 各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

(2) URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>



(3) 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがいない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

(4) リンク

各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



(5) お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp

あなたにエール！

～いばらき女性活躍・
働き方応援ポータルサイト～



優良企業インタビュー
株式会社鯉淵工業

News お知らせ



- 2025.03.28 ★NEW★ ビジョンマニファクチャリング茨城株式会社のインタビューを公開しました！
- 2025.03.14 ★NEW★ 令和6年度自営型テレワーク者養成講座開催結果について
- 2025.03.12 ★NEW★ 「茨城の働く女性たち」インタビューを掲載しました！
- 2025.03.11 女性管理職育成研修を開催しました！
- 2025.03.10 ★NEW★ メールマガジン「2025年3月号」発行いたしました☆

Link 関連リンク

- 女性の活躍・両立支援総合サイト
- 女性応援ポータルサイト
- ひとつ「働き方」をまえてみよう！カエル！ジャパン
- 仕事に家庭、両立しよう！両立支援のひろば
- 働く女性、働き方を変えよう！
- NEXT WORK STYLE 働き方改革推進サイト
- 茨城県ダイバーシティ推進センター
- 中小企業・小規模事業者の雇用・労働政策情報
- 茨城県よろず支援拠点
- 自営型テレワークに関する総合支援サイト HOME WORKERS WEB

Seminar & Event セミナー&イベント



他のセミナー&イベント一覧

Interview インタビュー



働き方改革・女性活躍優良企業



社会福祉法人いん心会
理事長 丹野 太さん



株式会社いん心
代表取締役 岩井 和彦さん



株式会社鯉淵工業
代表取締役 高橋 裕子さん

女性ロールモデル



株式会社日立ハイテクマニファクチャリング
ビス
ダイバーシティ推進グループ 専門
部長 藤原 幸恵さん
1992年(株)日立製作所に入社。複数の
のグループ企業で人事労務等を担当し、
2019年に株式会社日立ハイテク
マニファクチャリングサービスに出
向...



株式会社新協和
新協和リアルステーション支店長
兼 部長 高橋 裕子さん
1995年入社。住宅ローンなどの個人
向けの融資業務に9年間従事した
後、資産運用の相談窓口など店舗業
務を8年間担当。2人の子どもの母で
なっています...



株式会社MVサービス
代表取締役 松橋 裕子さん
静岡県三島市出身。夫はサラリーマン、
娘は大学生、息子は社会人。株
式会社MVサービス代表取締役、一般
社団法人わくわくく人生デザインラボ
代表理事...



株式会社三浦子タース
製造部長 ファクトリーマネージャー
平井 裕子さん
2014年(株)三浦子タースに入社。パ
ートとして約4年働いたのちに正社員
となり、2019年からファクトリーマ
ネージャーとして製造全体の進行...

女性ロールモデル

～一般事業主行動計画を策定しましょう！～

「女性活躍推進法」と「次世代育成支援対策推進法」により、従業員 101 人以上(常時雇用のパート・アルバイトなどを含む)の事業主は、【一般事業主行動計画】を策定し、労働局に届出、公表することが義務付けられています。

また、100 人以下の事業主においても、現時点では努力義務として策定が求められているところです。

一般事業主行動計画とは

企業が女性活躍や仕事・子育ての両立を図るための雇用環境、多様な労働条件の整備などの取組に当たり、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

計画を策定し、女性活躍の推進や仕事と生活の両立を整備することは、人材の確保と定着率の向上、多様な視点による生産性の向上、企業イメージの向上などに繋がる重要な取組です。

まだ策定・届出、または計画期限後に更新をしてない事業者は、目標を立てて積極的に取り組みましょう。

関連ホームページ等

行動計画の詳細について（茨城労働局HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/kokatu_jisedai.html



行動計画策定例（女性活躍推進法）

https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/koudoukeikaku_ex.html



行動計画策定例（次世代育成支援対策推進法）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001681589.docx>

※届出した企業の行動計画や企業情報は国の特設サイトで公表されています。

【女性の活躍・両立支援総合サイト】

https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/search/search_int



～カスタマーハラスメント対策が事業主の義務となります！～

近年、カスタマーハラスメントが社会問題化していることを受け、2026 年 10 月 1 日から、企業等にはカスハラ防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられることになりました。

事業主の皆さまは、改正労働施策推進法や指針の内容に沿った対策をご準備ください。

カスタマーハラスメントとは

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ① 顧客等の言動であって、
- ② その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を**必ず**講じなければなりません。

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談体制の整備
- 事後の迅速かつ適切な対応
- 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
- そのほか併せて講ずべき措置（相談者のプライバシー保護のための措置等）

関連ホームページ等

カスタマーハラスメント対策について（県HP）

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/rodokezai hukushi21/kasuhara.html>



カスハラ概要（政府広報 HP）

<https://www.gov-online.go.jp/article/202510/entry-9370.html>



改正法・指針等（厚生労働省 HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



いばらき労働相談センターのご案内

- 賃金や休業手当の不払い、一方的な解雇や配置転換、パワーハラスメント、職場でのいじめなどといったトラブルで悩まれていませんか。
- いばらき労働相談センターでは、職場のトラブルや労使問題でお困りの方のために、専門の相談員による相談や情報提供を通じて問題解決のお手伝いをしています。
- 秘密は厳守いたしますので、一人で悩まずに、ぜひご相談ください。
ご相談は、電話のほか、面談、メールで受け付けています。
※メールでのご相談の場合には、折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。
- なお、各地区就職支援センター（県北、日立、鹿行、県南、県西）内での出張面談についても、日程調整のうえ行っていますので、センター（029-233-1560）へご連絡ください。

相談窓口

開設日時：月曜日～金曜日：9:00～19:00（相談受付は18:30まで）
第2・第4土曜日：9:00～15:00（相談受付は14:30まで）
※第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休業

場 所：水戸市三の丸1-7-41 いばらき就職支援センター2階

電話番号：029-233-1560

メールアドレス：rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp

主な相談内容：労働条件、採用、解雇・配置転換、賃金不払い、パワハラ、職場でのいじめ等

ホームページ：<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/rodosodan/sodan.html>

～ 茨城で働こう！君にぴったりの会社がここにある！～

令和8年度「元気いばらき就職フェア」を開催します！

令和8年度元気いばらき就職フェアを開催します。

県内事業所を 10～20 社程度集め、求職者は企業から求人の説明や面接を受けられます。

求職者の参加無料、予約不要です。参加を希望される方は県のホームページをご確認ください。

記

1 開催日・場所

日 付	開催場所	所 管
令和8年 9月11日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター （029-300-1916）
10月13日（火）	つくば市	県南地区就職支援センター （029-825-3410）
10月23日（金）	鹿嶋市	鹿行地区就職支援センター （0291-34-2061）
11月19日（木）	下妻市	県西地区就職支援センター （0296-23-3811）
11月27日（金）	日立市	日立地区就職支援センター （0294-27-7172）
令和9年 2月 4日（木）	土浦市	県南地区就職支援センター （029-825-3410）
2月19日（金）	水戸市	いばらき就職支援センター （029-300-1916）

2 事業所の参加方法

開催月の約 2 か月前に県ホームページ上で参加企業を募集します。

参加を希望される事業所の方は県ホームページ（QR コード）をご覧ください。

【お問い合わせ】

○茨城県産業戦略部 労働政策課 雇用促進対策室

Tel：029-301-3645



茨城県

地方就職学生支援事業 ご案内(補助金)

卒業・修了年度に東京圏内(東京、埼玉、千葉、神奈川)に在住していて、
都内に本部がある東京圏内の大学・大学院を
卒業見込みの方or卒業した方(卒業後1年以内)

茨城県へ就職・移住する際に 要した費用を支援します！

※原則、勤務地が茨城県内に所在すること。ただし、市町村の判断により、勤務地が福島県、栃木県、埼玉県及び千葉県(埼玉県及び千葉県については、条件不利地域に限る。)内の場合も対象に含めることがあります。

① 交通費補助

茨城県内企業への就職
活動等に参加するために
要した交通費として

4,260円(上限)を支援

② 移転費補助

茨城県へ移住する際に
要した引越し費用として
実費を支援

※移住に要した最低限の実費であることを証明できない
場合は、実費又は66,000円のいずれか低い金額が上限

注意 本事業は移住(予定)先市町村が事業を
実施している場合に活用することが可能です。
実施市町村・制度の詳細は、県HPをご確認ください。
(上記QRコード又は「茨城県地方就職学生支援事業」で検索)



お問い合わせ

茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

T E L : 029-301-3645 メール : rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

主な対象要件

01 移住等に関する主な要件

- ☑ 大学・大学院の卒業・修了年度において、都内に本部がある大学等の東京圏内（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県内で条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。

ただし、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。

- ☑ 大学・大学院の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

- ☑ 本事業実施市町村に移住したこと。ただし、在学中に交通費の申請をする場合には、02で示す就職に関する要件を満たす企業等に就職することが内定している場合も対象とする。

02 就職に関する主な要件

- ☑ 卒業・修了後1年以内に、原則として茨城県内を勤務地とする企業に就職していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日が1年以内であること。

※本事業実施市町村の判断により、勤務地が福島県、栃木県、埼玉県及び千葉県（埼玉県及び千葉県については、条件不利地域に限る。）内の場合も対象に含めることがあります。

- ☑ 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。

03 留意事項

- ☑ 卒業・修了後1年以内かつ就業開始後1年以内に移住先の市町村に申請すること。

- ☑ 本事業の申請先市町村へ移住後1年以内に他市町村に転出した場合や、就業開始日から1年以内に対象の職を辞した場合（退職日から3ヵ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）等は、支給した額の全額の返還が必要となります。

ただし、申請先市町村から転出した場合でも、県内市町村への移動であれば、申請先市町村の判断によって、返還対象としない場合もあります。

上記要件の他にも満たすべき要件があり、詳細は市町村により異なりますので、詳しくは各市町村の窓口にご確認ください。

～ いばらき就職支援センターをご利用ください ～

茨城県では、就職先をお探しの方やお困りの方を対象に、県内6か所に県の無料職業紹介機関「いばらき就職支援センター」を設置しています。

センターでは、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が常駐し、就職相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行います。無料で利用できますので、ぜひお越しください。

【名称・所在地・連絡先】

- | | |
|----------------|---|
| ① いばらき就職支援センター | 所在地：水戸市三の丸 1-7-41
電話番号：029-300-1916 |
| ② 県北地区就職支援センター | 所在地：常陸太田市山下町 4119 県常陸太田合同庁舎内
電話番号：0294-80-3366 |
| ③ 日立地区就職支援センター | 所在地：日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所会館内
電話番号：0294-27-7172 |
| ④ 鹿行地区就職支援センター | 所在地：鉾田市鉾田 1367-3 県鉾田合同庁舎内
電話番号：0291-34-2061 |
| ⑤ 県南地区就職支援センター | 所在地：土浦市真鍋 5-17-26 県土浦合同庁舎内
電話番号：029-825-3410 |
| ⑥ 県西地区就職支援センター | 所在地：筑西市二木成 615 県筑西合同庁舎内
電話番号：0296-23-3811 |

【相談時間・連絡先】

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 平日 | 9時～19時（祝祭日及び年末年始を除く） |
| 第2、4土曜日 | 9時～16時 |
| ②～⑥ 平日 | 9時～16時（祝祭日及び年末年始を除く） |

【支援内容】

- ・ 相談員による就職相談、キャリアカウンセリング等の各種相談対応
- ・ 職業紹介（紹介状の発行）、内職の紹介
- ・ 面接練習、履歴書等の書類添削指導
- ・ 就職面接会、就活セミナーの開催
- ・ 出張相談の実施（大子、北茨城、神栖、潮来、行方、稲敷、坂東）

いばらき就職支援センターホームページ

<https://jobcafe.pref.ibaraki.jp/>

【お問い合わせ】 茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



スキルアップセミナー（在職者訓練）について

スキルアップセミナーとは、働く人をサポートするために県内5つの県立産業技術専門学院で実施している短期の公共職業訓練（ハロートレーニング）です。

「指導員の確保が難しい」、「ノウハウがないので社員教育になかなか取り組めない」、「現在の社内教育をさらに充実させたい」といったご意見に応えられるよう、企業等で就業中の皆さんを対象として機械・電気・溶接・IT・新入社員研修など、以下のコースで各種技能講習を実施しています。是非、従業員の教育訓練にご活用ください。

コース	講座の内容・実施例	定員	訓練時間	受講料
技能向上	電気工事士受験対策（筆記・技能）、ガス・アーク溶接講座、新入社員研修 など	1 講座あたり 10～30 名 程度	おおむね 20 時間 前後	5,000 円 ※ガス溶接技能講習については4,500 円
IT	基本情報技術者試験対策、IT パスポート試験対策、機械・建築CAD講座、ホームページ作成講座 など			
オーダーメイド	企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。まずは内容や日程（土日・夜間実施も可）をお聞かせください。 品質管理、ガス・アーク・ティグ溶接、機械加工（普通旋盤・フライス盤）、型枠施工、基本情報技術者試験対策 など	3 名以上		
いばらき名匠塾	オーダーメイド同様、企業等の個別のご要望にお応えして計画実施します。 概ね 30 代までの若年技能者に対して、熟練技能者から技術・技能を継承します。	3 名以上	48 時間程度	
技能ブラッシュアップ	技能検定 1・2 級取得を目指すなど技能者のレベルアップを図ります。 普通旋盤作業訓練（日立）	8 名程度	175 時間程度	25,000 円

【問い合わせ先】

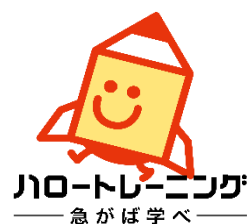
- 産業戦略部産業人材育成課
- 県立水戸産業技術専門学院
- 県立日立産業技術専門学院
- 県立鹿島産業技術専門学院
- 県立土浦産業技術専門学院
- 県立筑西産業技術専門学院

水戸市笠原町 978-6
水戸市下大野町 6342
日立市西成沢町 3-9-1
鹿嶋市林 572-1
土浦市中村西根番外 50-179
筑西市玉戸 1336-54

TEL 029-301-3653
TEL 029-269-2160
TEL 0294-35-6449
TEL 0299-69-1171
TEL 029-841-3551
TEL 0296-24-1714

【スキルアップセミナー】

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/shokuno/jinzai/zaisyoku/zaisyokutop.html>



勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいりません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【使途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.8%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
- ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【使途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.4%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
- ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【使途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.7%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和8年4月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み>中央労働金庫県内各支店

<お問い合わせ>中央労働金庫茨城県本部（Tel:029-221-4181）

茨城県労働政策課

（Tel:029-301-3635）



障害者雇用をお考えの企業の皆様へ

相談・
サービス
無料

障害者雇用伴走 ・定着支援員が

雇用への取り組みの
お手伝いをします!!



県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用伴走・定着支援員が日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

こんなお悩みありませんか？

障害のある人を
雇用したい

雇用の
ミスマッチ
を避けたい

定着支援を
受けたい

助成金制度を
活用したい

障害のある人
に対する理解を
深めたい



水戸市三の丸 1-7-41
(いばらき就職支援センター)
Tel: 029-303-6322
Fax: 029-221-6031
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



障害者雇用促進法の概要

1 障害者雇用率制度

全ての事業主には、常時雇用している労働者に障害者雇用率を得た数以上の障害者を雇用することを義務づけています。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も引き上げられました。

事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

法定雇用率		
事業主区分	令和6年4月～	令和8年7月～
民間企業	2.5%（従業員40.0人以上）	2.7%（従業員37.5人以上）
国・地方公共団体等	2.8%	3.0%
都道府県の教育委員会	2.7%	2.9%

○障害区分に応じた算定方法

（単位：人）

週所定労働時間	10時間以上	20時間以上	30時間以上
身体障害者	—	0.5	1
重度	0.5	1	2
知的障害者	—	0.5	1
重度	0.5	1	2
精神障害者	0.5	1	1

2 障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る制度です。常用雇用労働者が100人を超える月が4～3月の1年間を通して5か月以上ある事業主で、法定雇用障害者数を下回った場合は申告とともに納付金の納付が必要になり、法定雇用障害者数を超過している場合は、申請に基づき調整金を支給します。納付金は調整金や報奨金、助成金等の原資となります。

納付金の徴収：不足する障害者1人当たり月額5万円

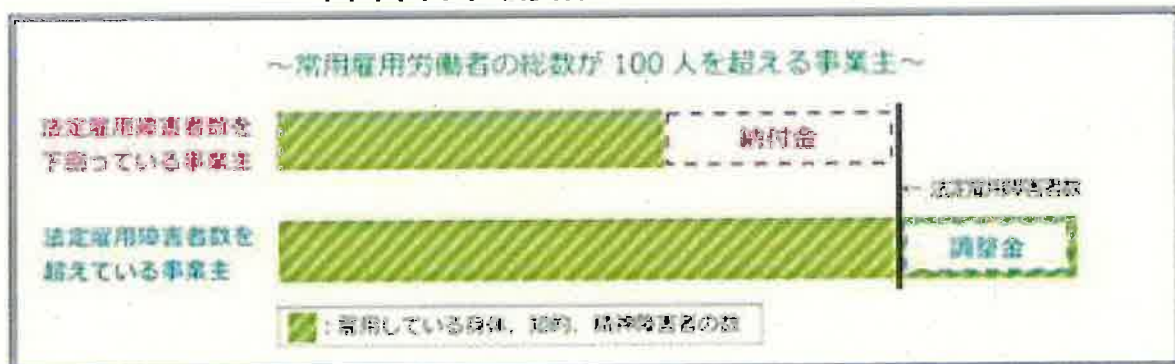
調整金の支給：超過する障害者1人当たり月額2万9千円など※

※なお、常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者の総数が一定数を超過している事業主に対しては、申請に基づき報奨金（1人当たり月額2万1千円）を支給します。詳しくは、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構HPをご覧ください。

高障機構 障害者雇用納付金制度の概要 ▼



障害者雇用納付金制度の概要



障害者雇用を支援する施策

※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～より引用

労働保険料の納付は、口座振替が便利です

★ 一度登録すれば次の納期以降も自動継続されます。この機会に申し込みをお勧めします。

1. 「口座振替納付」のメリット

- ◆ 金融機関窓口に出向かずに納付ができます。
忙しくて銀行に行く時間がない！窓口で待たされる！そんなあなたに・・・
- ◆ 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、
延滞金を課される心配がありません。
- ◆ 手数料はかかりません。
- ◆ ゆとりある納付期日で安心です。
口座振替を利用しない場合に比べて、最大約2ヶ月納付期日が延長されます。

＜＜口座振替納付日＞＞

納 期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替による納付日	9月7日	11月16日	2月15日
通常の納期限	7月10日	11月2日	2月1日
金融機関への申込締切日	受付終了	8月14日	10月13日

※当該日が、土曜日、日曜日及び祝日に当たるときは、その翌日が期日となります。

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振り替えとなります。

2. 口座振替の申込手続

お申し込みまでの流れ

申込用紙の入手

口座を開設している金融機関に提出

通知

- ⇒ 口座振替納付日の約2～3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ⇒ 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。

※ 申込用紙を、厚生労働省ホームページからダウンロード、または茨城労働局、各労働基準監督署の窓口で入手してください。

※ 登録手続きが完了した方に、初回引き落としの約2か月前に登録情報の確認通知をお送りします。

※ 一部の金融機関では、口座振替の取り扱いがありません。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

詳細はこちら https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

茨城労働局総務部
労働保険徴収室
TEL 029-224-6213

令和8年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引上げ計画



設備投資等の計画
(機械設備導入やコンサル
ティングなど)

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
(最大600万円)

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引上げの期間

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用 される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日の いずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最 低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、下記②物価高騰等要件に該当する場合、生産性向上に資する設備投資等のうち、通常は助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金 の引上げ 額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満 の事業者
50円 コース	50円 以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円 コース	70円 以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円 以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

注意事項

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げて**いただく必要があります。
- ・ 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- ・ **引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象**となります。
- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業所の申請は年度内1回までです。**
- ・ 申請に当たっては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の**特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外**となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出や詳細は茨城労働局助成金事務センターまでお問い合わせください
電話番号：029-246-6371

令和8年度 働き方改革推進支援助成金のご案内

「働き方改革推進支援助成金」は、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成する制度です。制度詳細は、下記あてお問合せください。

【業種別課題対応コース】

建設業、運送業、病院等、情報通信業、宿泊業といった業種で、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備等を行う中小企業事業主の皆様を支援します。

対象事業主

1.労働者災害補償保険の適用事業主であって、以下のいずれかの業種に該当する中小企業事業主であること

①建設業 ②運送業等 ③病院等 ④情報通信業、宿泊業

2.年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること

など

改善事業(助成対象となる取組)

- ①労務管理担当者に対する研修(※1)
- ②労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- ③外部専門家によるコンサルティング
- ④就業規則・労使協定等の整備
- ⑤人材確保に向けた取組
- ⑥労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※1)研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

※業種毎に選択できる目標が異なる場合があります

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減
- ② 所定外労働時間数の削減
- ③ 年次有給休暇の計画的付与制度を新規導入
- ④ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入
- ⑤ 9時間以上(運送業等は10時間以上)の勤務間インターバルの導入
- ⑥ 4週における所定休日を1日以上増加(建設業)
- ⑦ 「医師の働き方改革の推進」の実施(病院等)

加算制度

下記の成果目標を達成した場合は助成上限額に加算があります

・成果目標「賃金の引き上げ」の上限額に加算

対象労働者の時間当たりの賃金を3%~7%以上引き上げた場合引き上げた人数に応じて助成上限額を加算

・成果目標「割増賃金率の引き上げ」の上限額に加算

月60時間以上以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げた場合等

助成上限額と助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した「成果目標」に設定された、助成上限額に、加算制度における上限額への加算額を 合計した金額
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※2)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※2) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
事業実施前の設定時間数	月60時間を超え月80時間以下	200万円	—
	月80時間超	250万円	150万円

成果目標②の上限額(※3)

削減した労働者1人あたりの所定外労働時間数	助成上限額
5時間以上10時間未満	50万円
10時間以上	100万円

(※3) 成果目標①及び②は同時に選択できない。

成果目標③、④の上限額：各25万円

成果目標⑤の上限額：120万円~170万円

(業種・休息時間数によって異なります)

成果目標⑥(建設業)の上限額：1日増加ごとに25万円(最大100万円)

成果目標⑦(病院等)の上限額：50万円

【労働時間短縮・年休促進支援コース】

生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること など

改善事業(助成対象となる取組)

業種別課題対応コースに同じ

成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数の削減
- ② 年次有給休暇の計画的付与制度の新規導入
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度と、交付要綱で規定する特別休暇を1つ以上新規導入

加算制度

業種別課題対応コースに同じ

助成上限額と助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した「成果目標」に設定された、助成上限額に、加算制度における上限額への加算額を 合計した金額
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※2)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※2) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

成果目標①の上限額

		事業実施後の設定時間数	
		月60時間以下	月60時間を超え月80時間以下
事業実施前の設定時間数	月60時間を超え月80時間以下	100万円	—
	月80時間超	150万円	50万円

成果目標②、③の上限額：各25万円

【勤務間インターバル導入コース】

生産性を向上させ、勤務間インターバルの導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であり、かつ36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること(※1)。
- 年5日の年次有給休暇の取得に向けて、年休管理簿や就業規則等を整備していること。 など

(※1) 基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

改善事業(助成対象となる取組)

業種別課題対応コースに同じ

成果目標

「成果目標」を1つ以上選択の上、その達成を目指して「改善事業」を実施してください。

・新規導入

新規に所属労働者の1/4を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。

・適用範囲の拡大

対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の1/4 または半数を超える労働者を対象とすること。

・時間延長

所属労働者の1/4または半数を超える労働者を対象として休息時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。 など

加算制度

業種別課題対応コースに同じ

助成上限額と助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

上限額	選択した「成果目標」に設定された、助成上限額に、加算制度における上限額への加算額を 合計した金額
助成額	上限額又は対象経費の合計額に補助率3/4(※2)を乗じた額のいずれか低い金額を助成します。

(※2) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

●新規導入：労働者の1/2超に適用

休息時間数(※3)	補助率(※4)	1企業当たりの上限額
9時間以上11時間未満	3/4	100万円
11時間以上	3/4	150万円

●新規導入：労働者の1/4超1/2以下に適用

休息時間数(※3)	補助率(※4)	1企業当たりの上限額
9時間以上11時間未満	3/4	50万円
11時間以上	3/4	75万円

(※3) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※4) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、「改善事業」の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合は、補助率4/5。

●適用範囲の拡大・時間延長の場合については、制度詳細をご確認ください。

【取引環境改善コース】

荷主集団などが、トラックドライバーの時間外労働の削減等のために、荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取引環境整備の取組みを実施した場合に助成金を支給します。

対象集団等

1. 荷主集団等を代表して、本助成金の申請に係る事務等を行う事業者(以下「代表事業主」という。)及び構成員を合わせて3者以上で構成された組織であること
2. 代表事業主を含め、少なくとも1以上の荷主若しくは倉庫事業者及び1以上の運送事業者で構成されていること
3. 組織として現に活動している又は今後具体的に活動することが見込まれる荷主集団であること
4. 中小企業事業主の占める割合が構成員たる運送事業者の1/2をこえていること

改善事業(助成対象となる取組)

- ① 取引適正化への理解促進など、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整
 - ② 好事例の収集、普及啓発
 - ③ セミナー(※)の開催など
 - ④ 巡回指導、相談窓口の設置など
 - ⑤ 運送事業者等が利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新
- (※)勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

【団体推進コース】

事業主団体などが、その傘下企業の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組みを実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

対象となる事業主団体等

- 以下のいずれかに該当する事業主団体など(※)です
1. 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績があるなどの要件を満たす事業主団体
 2. 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主

(※) 事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える必要があります。

改善事業(助成対象となる取組)

- ① 市場調査
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験(労働費用を除く)
- ④ 取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発
- ⑦ セミナー(※2)の開催など
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置など
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取組

(※2)勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

成果目標

「成果目標」の達成を目指して「改善事業」を実施してください。

助成対象となる取組内容について、荷主集団等が事業実施計画で定める**改善事業を行い、運送事業主の1/2以上に対して荷待ち・荷役時間及び労働時間の短縮に効果を上げる**こと。

助成上限額と助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

助成額	以下のいずれか低い方の額 ① 対象経費の合計額 ② 上限額： 100万円
-----	---

成果目標

「成果目標」の達成を目指して「改善事業」を実施してください。

助成対象となる取組内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める**時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用**すること。

助成上限額と助成額

「成果目標」の達成状況に応じて、「改善事業」の実施に要した経費の一部を助成します。

助成額	以下のいずれか低い方の額 ① 対象経費の合計額 ② 総事業費から収入額を控除した額(※3) ③ 上限額： 500万円
-----	--

(※3) 例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

交付申請期限(全コース共通)

令和8年11月30日(月) PM5:00 必着

【交付申請書等の提出先・問い合わせ先】 茨城労働局雇用環境・均等室 助成金部門
助成金事務センター 電話：029-246-6371

人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

テレワークは、生産性向上、人材確保、エンゲージメントやワークライフバランスなど、企業にとっても労働者にとっても多岐にわたるメリットがあります。

テレワークを制度として導入・実施することで、人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主(※)を支援します。

助成の対象となる取り組み

- 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作り
- 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- 労務管理担当者に対する研修 ●労働者に対する研修



※テレワーク勤務を、既に導入済みで実施を拡大する事業主も対象となります！！

① 制度導入助成

要件

- テレワーク勤務に関する制度を規定した就業規則等を整備した事業主であること。
 - 企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること。
 - テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が所定の要件を満たすこと。
- ※実施を拡大する場合は、上記に加え、評価期間の延べテレワーク実施回数を評価期間前3か月と比べて25%以上増加させる必要があります。

など

支給額

20万円

② 目標達成助成

要件

- 制度導入助成を受けた事業主であること
- 制度導入後の離職率が、制度導入前離職率以下となっていること
- 制度導入後離職率が30%以下となっている事業主であること
- 評価期間(目標達成助成)におけるテレワーク実績が評価期間(制度導入助成)における実績以上であること

など

支給額

10万円
<15万円>

※< >内は賃金要件を満たした場合に適用されます。

- 使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、厚生労働省では「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を策定しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html

- テレワークの導入に当たっては、セキュリティへの配慮も必要です。テレワークセキュリティガイドライン(総務省)などもご参照ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/index.htm



申請の流れ

詳細は人材確保等支援助成金(テレワークコース)支給要領、申請マニュアルをご確認ください。

ステップ1

評価期間(制度導入助成)においてテレワークを実施

テレワーク勤務制度に関する規程整備(※1)やテレワークを可能とする取り組み(※2)を**行ってから**、3か月間の評価期間(制度導入助成)を開始し、テレワークを実施する。

※1 テレワーク勤務制度について規定すべき事項

- ① テレワークの定義、テレワーク勤務の対象者の範囲、テレワーク勤務を行う際の手続き、テレワーク勤務を行う際の留意事項に関する規定。
- ② テレワーク勤務の対象者やテレワークを実施した労働者に適用する労働時間、人事評価、人材育成、費用負担、手当に関する取り扱いが、その他の労働者に適用する取り扱いと異なる場合、その取扱いに関する規定。

※テレワーク勤務の対象者やテレワークを実施した労働者に適用する取り扱いが、その他の労働者に適用する取り扱いと同一である場合、その旨を就業規則等に明示的に規定すればよいものとする。

※2 テレワークを可能とする取組

- ① 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組み
- ② 就業規則等の拡充
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

新規導入事業主は①(必須)及び③～⑤のいずれか1つ以上(選択)

実施拡大事業主は①(必須)及び②～⑤のいずれか1つ以上(選択)

※コンサルティング、研修等は機器の使い方等の説明ではなく、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を踏まえた内容である必要があります。

ステップ2

支給申請書(制度導入助成)の提出

評価期間(制度導入助成)終了後2か月以内に、必要書類を揃え、事業所を管轄する都道府県労働局へ提出する。

ステップ3

評価期間(目標達成助成)においてテレワークを実施

評価期間(制度導入助成)の初日から12か月後に、3か月間の評価期間(目標達成助成)を開始し、離職率の低下や、テレワークの実施回数を確認しながらテレワークを実施する。

ステップ4

支給申請書(目標達成助成)の提出

評価期間(目標達成助成)終了後2か月以内に、必要書類を揃え、事業所を管轄する都道府県労働局へ提出する。

【問い合わせ先】 茨城労働局雇用環境・均等室 助成金部門
助成金事務センター 電話:029-246-6371

助成金の電子申請に関する詳細は
「助成金ポータル」をご覧ください ▶

※利用するためにはGビズIDの取得が必要です



助成金に関する情報は
こちらのウェブサイト
をご覧ください ▶



人材確保等支援助成金

検索

2026(令和8)年度 両立支援等助成金のご案内

仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、以下の取組を行った事業主の皆さまを応援します！

男性の育児休業取得促進	>>>	1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)
仕事と介護の両立支援	>>>	2 介護離職防止支援コース
円滑な育児休業取得支援	>>>	3 育児休業等支援コース
業務代替者への手当支給等	>>>	4 育休中等業務代替支援コース
育児期の柔軟な働き方整備	>>>	5 柔軟な働き方選択制度等支援コース
仕事と不妊治療等の両立支援	>>>	6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

1 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)



男性の育休取得促進にむけて

育児休業を取得しやすい雇用環境整備などを行い、男性労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

	種別	要件	支給額
①	男性労働者の育児休業取得	対象労働者が子の出生後、8週以内に育休開始	1人目 20万円 2・3人目 10万円
②	男性労働者の育児休業取得率の上昇等	育休取得率が30%以上UP & 50%達成 等	60万円

※男性労働者の育児休業取得率の上昇等は1事業主につき1回限りの支給です。

※男性労働者の育児休業取得率の上昇等申請後の男性労働者の育児休業取得申請および同一年度内に両方の申請はできません。

※男性労働者の育児休業取得の対象となった同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、育児休業等支援コース(育休取得時等)との併給はできません。

2 介護離職防止支援コース

労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、労働者が介護休業を取得した場合や、介護両立支援制度を利用した場合、介護休暇制度を有給化し労働者が利用した場合などに受給できる助成金です。



	種別		要件	支給額(※)
①	介護休業		対象労働者が介護休業を取得 & 職場復帰	40万円
②	介護両立支援制度		A:制度を1つ導入 & 対象労働者が当該制度を利用	20万円
			B:制度を2つ以上導入 & 対象労働者が当該制度を1つ以上利用	25万円
③	業務代替支援	(1)新規雇用	介護休業取得者の業務代替要員を新規雇用または派遣で受入	20万円
		(2)手当支給等	A:介護休業取得者の業務代替者に手当を支給	5万円
			B:介護短時間勤務者の業務代替者に手当を支給	3万円
④	介護休暇制度有給化支援		有給の介護休暇制度を導入し労働者が利用 \ NEW /	30万円

※①～③それぞれ、1事業主あたり5人まで、④は1事業主1回限り ※一部については制度利用期間等に応じて増額あり

3 育児休業等支援コース



円滑な育休取得・職場復帰にむけて

労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、
労働者が育児休業を取得した場合に受給できる助成金です。

※①②とも1事業主2人まで(無期・有期1人ずつ)。

	種別	支給額
①	育休取得時	30万円
②	職場復帰時	30万円

4 育休中等業務代替支援コース



まわりに気兼ねなく育休を取得できるように

育児休業取得者や短時間勤務者の業務を代わりに行う労働者に手当を支給、
または代替要員を新規雇用(または派遣で受入)した場合に受給できる助成金です。



	種別	要件	支給額(※)
①	手当支給等 (育児休業)	育児休業取得者の業務代替者に 手当を支給	A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :手当支給額の3/4 (最大240万円)
②	手当支給等 (短時間勤務)	短時間勤務者の業務代替者に 手当を支給	A 業務体制整備費:最大20万円 B 業務代替手当 :手当支給額の3/4 (最大108万円)
③	新規雇用 (育児休業)	育休取得者の業務代替要員を 新規雇用または派遣で受入	○最短(7日以上):9万円 ○最長(1年以上):81万円 \ NEW /

※①②のみ企業規模要件なし。 ※①～③全て合わせて1年度10人まで、初回から5年間支給。その他要件あり。

5 柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な働き方選択制度を3つ以上導入した上で、対象労働者が制度を利用した場合や有給の子の
看護等休暇制度を導入し、労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

	種別	要件	支給額(※)
①	柔軟な働き方選択制度	制度を3つ導入し、対象労働者が制度を利用	20万円
		制度を4つ以上導入し、対象労働者が制度を利用	25万円
②	子の看護等休暇制度有給化支援	子の看護等休暇を有給化し、対象労働者が制度を利用	30万円

※①②ともに障害児等を養育する労働者について子が18歳になる年度末まで対象にした場合の加算あり。 ※①は1事業主5人まで。②は1事業主1回限り。

柔軟な働き方選択制度とは

- フレックスタイム制度、時差出勤制度
- 育児のためのテレワーク等
- 養育両立支援休暇制度
- 保育サービスの手配及び費用補助
- 柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度

6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

不妊治療、月経(PMS(月経前症候群)含む。)や更年期といった女性の健康課題に対応するために利用可能な両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組むとともに、不妊治療や女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、それぞれに対応する両立支援制度を労働者が利用した場合に受給できる助成金です。

	支給要件	支給額
A	不妊治療のための両立支援制度を5日(回)利用	30万円
B	月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円
C	更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日(回)利用	30万円

両立支援等助成金の詳しい支給要件や手続き、申請期間については、厚生労働省のHPをご参照いただくか、
本社等所在地を管轄する都道府県労働局(申請先)へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 茨城労働局 雇用環境・均等室 助成金部門 助成金事務センター 電話:029-246-6371

両立支援等助成金 厚生労働省

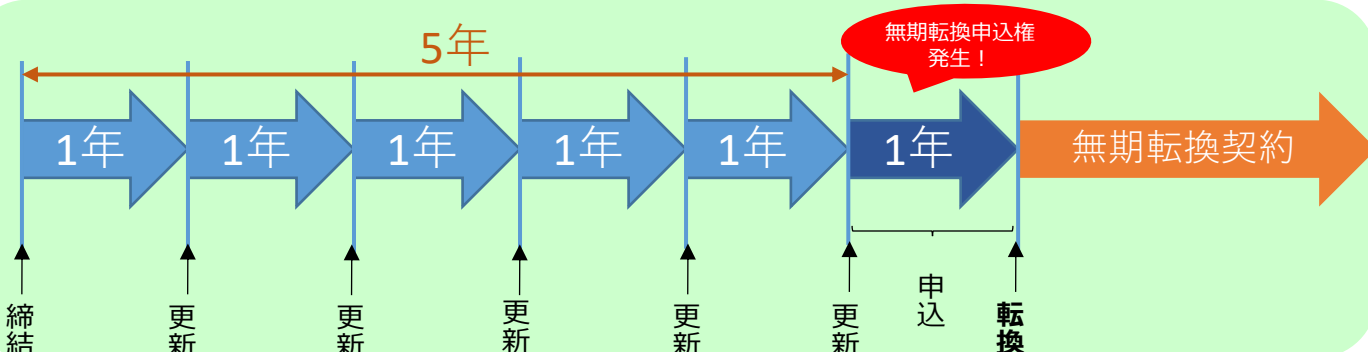
検索



安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ まずは契約期間の確認を！！

▶無期転換ルールとは

同一の使用者（企業）との間で定期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。（労働契約法第18条）



▶対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある定期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

▶無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（**会社は断ることはできません**）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 定期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数などの上限などを一方的に設けたとしても、不当な雇止めとして許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

▶有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用者との定期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで定期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

▶特例の内容

①高度専門職の特例

- ・ 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
- ・ 高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
- ・ 当該専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間に完了する業務に従事する

有期雇用労働者（高度専門職）については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

②継続雇用の高齢者の特例

- ・ 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局の認定を受けた事業主の下で、
- ・ 定年に達した後、引き続いて雇用される

有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

▶手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、**雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要**です。詳しくは茨城労働局HP

（https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/roudou_keiyaku.html）をご覧ください。

また、無期転換ルールの概要やメリット、無期転換ルールに関する特例の詳細については「**有期契約労働者の無期転換ポータルサイト**」（<https://muki.mhlw.go.jp/>）をご覧ください。

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず**講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する**

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等に周知する**
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

お問い合わせ先

茨城労働局 雇用環境・均等室

☎029-277-8295 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

従業員の人材育成に

「人材開発支援助成金」が活用できます

「人材育成支援コース」のご案内

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

支給対象

対象者

事業主：雇用保険適用事業所の事業主
労働者：雇用保険被保険者

訓練

① 人材育成訓練

：10 時間以上のOFF-JTによる訓練

② 認定実習併用職業訓練

：新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

③ 有期実習型訓練

：有期契約労働者等の正社員転換等を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

④ 中高年齢者実習型訓練

：45歳以上の労働者を対象として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

幅広い訓練にご活用いただけます！

助成率・助成限度額

(1) 助成率・助成額 ※ () 内は中小企業事業主以外の助成率・助成額

支給対象となる訓練		経費助成率		賃金助成額(注1) (1人1時間当たり)		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
		通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合(注2)	通常分	賃金要件・資格 等手当要件を満たす場合(注2)	通常分	賃金要件・資格等 手当要件を満たす場合(注2)
①人材育成 訓練	正規雇用 労働者等	45% (30%)	+15% (+15%)	800円 (400円)	+200円 (+100円)	-	-
	有期契約 労働者等	70%	+15%				
②認定実習併用職業訓練		45% (30%)	+15% (+15%)			20万円 (11万円)	+5万円 (+3万円)
③有期実習型訓練 (注3)		75%	+25%			10万円 (9万円)	+3万円 (+3万円)
④中高年齢者実習型訓練		60% (45%)	+15% (+15%)			10万円 (9万円)	+3万円 (+3万円)

注1：e-ラーニング、通信制による訓練は経費助成のみです。賃金助成は対象外です。

注2：訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、または、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

注3：正社員化した場合に助成。有期実習型訓練を実施したものの、結果として、対象労働者の正規雇用労働者等への転換が実施されなかった場合であっても、支給決定時まで以下の要件を満たしたときは、「人材育成訓練」の助成内容により助成対象となる場合があります。

- ・職業能力開発推進者を選任していること
- ・事業内職業能力開発計画を策定・周知していること
- ・定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保等について定めていること

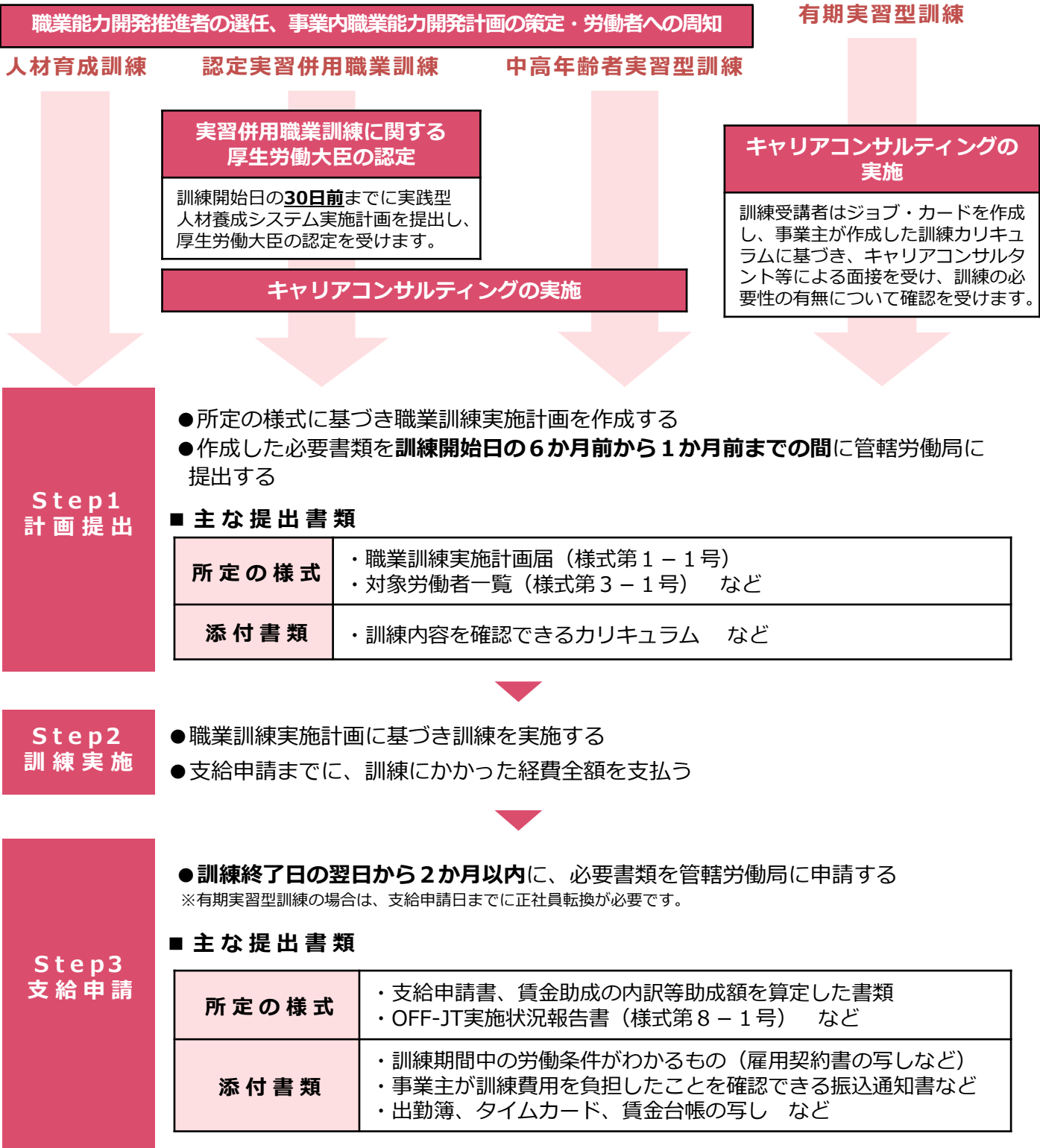
(2) 受講者1人1訓練あたりの経費助成限度額・1年度1事業所あたりの助成限度額(注4、注5)

10時間以上100時間未満		100時間以上200時間未満		200時間以上		1事業所1年度あたりの 助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
15万円	10万円	30万円	20万円	50万円	30万円	1,000万円

注4：賃金助成限度額(1人1訓練あたり)は、1,200時間。専門実践教育訓練については1,600時間。

注5：訓練受講回数は労働者1人につき、1年度で3回まで(有期実習型訓練については同一の事業主が同一の労働者に対して1回まで)

助成金受給までの手続きの流れと申請に必要な書類



申請手続き等に関する問い合わせ先

- 各都道府県労働局の助成金申請窓口
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawase2.html
- 人材開発支援助成金について
手続きに必要な書類は、以下のリンク先から各コースの最新版パンフレットをご確認ください。
申請書類の様式も以下のリンク先に掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html
- 人材開発支援助成金の電子申請について
※申請には「GビジネスID」の申請・取得が必要です
事業主の方へのご案内リーフレット <https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001108556.pdf>



勤務環境改善について お困りごとはありませんか？



まずは専門家に相談!!

医師の働き方改革に関するご相談はこちらへ！



当センターでは医師・看護師等の離職防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートするため、専門のアドバイザー（医療経営アドバイザー・医療労務管理アドバイザー）を派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。

また、茨城県医師会では茨城県からの委託を受けて医師としてのキャリアとライフワークを支援する相談窓口を開設しています。医学生・研修医、子育て・介護世代の医師、ブランクがある医師など、様々な立場の医師の状況に応じて、安心してキャリアを継続するための就業先や復職、キャリアアップに関する相談を受け付けています。これから茨城県で働こうと考えている医師の皆様もぜひご活用ください。



医療勤務環境改善支援センターの活用事例

アドバイザー訪問支援

医療機関の具体的な課題や相談項目に、訪問してアドバイスを実施

- ☒ 医師の働き方改革に係る取組を支援してほしい
(時短計画の作成 / 宿日直許可申請等)
- ☒ 時間外労働の削減に取り組みたい
- ☒ ITによる院内ワークフローの見直し
- ☒ 人材確保、職員の定着（離職防止）など



電話による相談

経営・労務管理などの電話相談対応

- ☒ 36協定について教えてほしい
- ☒ 助成金等の活用について知りたい
- ☒ 宿日直許可申請について知りたい
- ☒ 勤務間インターバルについて知りたいなど



派遣講師によるセミナー・研修会

経営・労務管理に関する院内セミナー・研修会の講師を派遣

- ☒ 労働関係の法令に関する解説
- ☒ 仕事と育児・介護の両立支援
- ☒ ハラスメント対策など



医師就業支援相談窓口

- ☒ 待機児童になってしまったのでベビーシッターをさがしてほしい
- ☒ 育休明けの勤務が不安
- ☒ 引っ越し先の子育て情報を知りたい
- ☒ 配偶者の転勤により茨城へ転入するので新しい就職先を探したい
- ☒ キャリアアップしたいが具体的にどうしたらよいかわからない

茨城県医療勤務環境改善支援センター

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 489 茨城県メディカルセンター 3 階(茨城県医師会内)
平日 9:00 ~ 17:00(土日祝日・年末年始を除く)

医療経営相談窓口

☎ 029-303-5012

FAX 029-303-5116

✉ iryokanky@ibaraki.med.or.jp

一般社団法人 茨城県医師会(茨城県委託事業)

医療労務管理相談窓口

☎ 029-302-3471

FAX 029-307-4199

✉ ibaraki2@task-work.com

株式会社タスクールPlus(厚生労働省 茨城県労働局 委託事業)

医師就業支援相談窓口

☎ 029-241-7467

FAX 029-303-5116

✉ dr.support@ibaraki.med.or.jp

一般社団法人 茨城県医師会(茨城県委託事業)

茨城県医療勤務環境改善支援センター 相談申込FAX用紙

医業経営・医師就業支援相談窓口

FAX 029-303-5116

医療機関名			代表者名		
相談者氏名			部署・役職		
所在地	〒				
連絡先	電話番号:		FAX番号:		
相談方法 相談希望日時	☐ : 電話の場合	第1希望	月	日	時 頃
		第2希望	月	日	時 頃
		第3希望	月	日	時 頃
☐ : 訪問希望の場合	第1希望	月	日	時 頃	
	第2希望	月	日	時 頃	
	第3希望	月	日	時 頃	

※本申込後、専門アドバイザー又は担当者よりご連絡をさせていただきます。(遠隔サポートzoom可)

医業経営相談内容 該当する番号に○を付けてください。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 医業経営の勤務環境マネジメントシステムの策定・導入・評価について | 4. 関連補助制度について |
| 2. 診療報酬制度について | 5. 給与・諸手当等の処遇改善 |
| 3. 医療制度・医事法制について | 6. その他医業経営について |

医師就業支援相談内容 該当する番号に○を付けてください。

- | | |
|---|--|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30px; text-align: center;">医師</div> <ul style="list-style-type: none"> 1. 就職について(復職・転職) 2. 勤務環境について 3. 育児や介護について 4. 研修や実習などのキャリアアップについて 5. その他 <p>*アドバイザー(現役女性医師)の助言の希望(有・無)</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30px; text-align: center;">医療機関</div> <ul style="list-style-type: none"> 1. 医師の病児保育システムの構築 2. 両立支援の充実(保育支援等) 3. 勤務環境改善 4. その他相談について <p>(具体的内容を、別紙に記載して送ってください)</p> |
|---|--|

医療労務管理相談窓口

FAX 029-307-4199

医療機関名			代表者名		
相談者氏名			部署・役職		
所在地	〒				
連絡先	電話番号:		FAX番号:		
相談方法 相談希望日時	☐ : 電話の場合	第1希望	月	日	時 頃
		第2希望	月	日	時 頃
		第3希望	月	日	時 頃
☐ : 訪問希望の場合	第1希望	月	日	時 頃	
	第2希望	月	日	時 頃	
	第3希望	月	日	時 頃	

※本申込後、専門アドバイザー又は担当者よりご連絡をさせていただきます。(遠隔サポートzoom可)

相談内容 該当する番号を○で囲い、□にチェックマークを付けてください。

1. 医療労務の勤務環境改善マネジメントシステムの策定・導入・評価について
2. 労働時間の見直し
 - ☐ 労働時間管理について(出退管理・長時間労働・時間外労働・労働時間管理方法の導入検討)
 - ☐ 36協定の自己点検や見直しについて ☐ 宿日直許可申請について ☐ 医師労働時間短縮計画について
 - ☐ タスク・シフティング(業務の移管)や変形労働時間及びフレックスタイム制導入について
3. 労働管理の見直し
 - ☐ 残業時間上限規則の取組みについて
 - ☐ 保健所の立入調査事前、事後の支援 ☐ 勤務間インターバルの導入について
 - ☐ 年次有給休暇の取得義務化の取組みについて ☐ 長時間労働の是正について
4. 働きやすさ確保のための環境整備
 - ☐ 院内での研修会 ☐ メンタルヘルス対策 ☐ セクハラ・パワハラ対策 ☐ 仕事と子育て・介護の両立支援
5. その他労務管理に関する困りごと(具体的内容を、別紙に記載して送ってください)



中小企業・小規模事業者の皆さまへ こんなお悩みありませんか？



- ☒ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いか分からない。
- ☒ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
- ☒ パートタイマーと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
- ☒ 残業を減らしたい。
- ☒ いろいろな助成金があるが、使い方が分からない。
- ☒ 就業規則を見直したい。
- ☒ 36協定の作り方を知りたい。
- ☒ 働き方の選択肢を増やしたい。
 - ・多様な正社員制度
 - ・選択的週休3日制
 - ・勤務間インターバル制度

※これらは相談の一例です



ぜひ／

働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー開催 講師派遣

全体説明や個別テーマなど、**ご要望に応じたセミナー**を行っています。

茨城働き方改革推進支援センター

〒311-4152 水戸市河和田1丁目2470-2

受付時間 平日 9:00～17:00

TEL 0120-971-728 FAX 029-350-1159

MAIL ibaraki@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/ibaraki/>

茨城働き方改革推進支援センター

検索



令和8年度 厚生労働省委託事業

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版



労働委員会の窓から

(令和8年4月1日～令和8年5月31日)



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。



今期の事件の状況



審査事件

(労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てが1件ありました。9件が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申立年月日 申立人	申立人の求める救済内容
R 8 (不) 第2号事件	協同組合	R 8. 5. 12 労働組合	1 誠実な団体交渉 2 未払賃金の支払 3 不利益取扱いの禁止 4 支配介入の禁止 5 従前の業務内容を基本とした就労機会の確保及び 不利益な配置転換の禁止 6 謝罪文の掲示



調整事件

(労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。



個別あっせん事件

(個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請が1件ありました。1件が係属中です。

次頁に続く

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
R 8 (個) 第 1 号事件	学術・ 開発研究 機関	R 8. 5. 25 労働者	健康被害に対する慰謝料、会社側からの謝罪



お知らせ

職場のトラブルでお困りの方、
無料で解決をお手伝いします！

「労働相談会」の実施について

労働問題に関する豊富な知識と経験を有する労働委員会委員（弁護士、学識経験者、労働組合役員、会社役員など）による**職場のトラブルでお困りの方の「労働相談会」**を次のとおり実施いたします。
トラブルでお困りの方は、どうぞご利用ください。

なお、相談には**事前予約**が必要です（9月1日（火）から受付を開始します。）。

回	日 時	会 場
第 1 回	10月 7 日（水）14:00～17:00	県庁舎 23 階 茨城県労働委員会事務局 （水戸市笠原町 978－6） ※ 電話による相談も行います（要予約）。
第 2 回	10月15 日（木）17:00～19:00	
第 3 回	10月30 日（金）14:00～17:00	

【対象者】県内に所在する事業所の労働者及び使用者（雇用形態は問いません。）。

※ 詳細は、労働委員会事務局までお問い合わせください。



【お問合せ先】茨城県労働委員会事務局

〒310－8555 水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029－301－5563（総務調整課）、029－301－5568（審査課）
E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

茨城労働Seed
7月号 第754号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
令和8年7月発行 TEL 029-301-3635
**[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rose
i/rodo/seed/index.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rose
i/rodo/seed/index.html)**